

入 札 公 告

令和 7 年 3 月 1 0 日

次のとおり一般競争入札に付します。

分任支出負担行為担当官
神戸植物防疫所長 岡 辰男

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 神戸植物防疫所新港検査場機械警備業務
- (2) 仕 様 等 : 機械警備業務仕様書による
- (3) 契約期間 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで (6 0 か月)
- (4) 履行場所 : 機械警備業務仕様書による

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度農林水産省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」における競争参加資格を有している者であること。
- (4) 予決令第 7 3 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

3. 入札説明書の交付及び現場説明

- (1) 交付場所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1 - 1 神戸植物防疫所 会計課用度係
電話 0 7 8 - 3 3 1 - 2 3 8 5 メールアドレス Yusuke_komiya660@maff.go.jp
- (2) 交付期間 令和 7 年 3 月 1 0 日～令和 7 年 3 月 2 5 日
(ただし、行政機関の休日を除く。9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分)
- (3) 現場説明 現場説明を希望する場合は (2) の期間において、事前に (1) に連絡すること。
(日程調整のうえ実施する。)

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札者の決定方式は、最低価格落札方式によることとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の 1 0 % に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1 - 1
神戸植物防疫所会計課 用度係
- (2) 提出期限 令和 7 年 3 月 2 5 日 (火) 1 7 時 0 0 分まで
資格審査結果通知書の提出は持参又は郵送とする。

6. 開札の日時及び場所等

- 日 時 令和 7 年 3 月 2 6 日 (水) 1 4 時 0 0 分
- 場 所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1 - 1
神戸植物防疫所会議室 (神戸神戸第 2 地方合同庁舎 7 階)
※ 1. 代理人が入札書を提出する場合には、委任状を提出すること。
※ 2. 郵送による入札は改札日前日までに郵送 (書留郵便に限る。) とする。

7. 入札保証金及び契約保証金
免除

8. 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9. 契約書の作成の要否
要

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html>）をご覧ください。

機械警備業務仕様書

第 1 警備の目的

第 2 に掲げる、対象施設における火災、盗難等の被害の防止並びに火災等の早期発見による被害の拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、対象施設、物品の保全を図り、対象施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第 2 警備対象施設（履行場所）

施設名：神戸植物防疫所新港検査場（付属物等を含む。）及び当該建物内にある
動産

管理者：神戸植物防疫所長

所在地：兵庫県神戸市中央区新港町 1－3

第 3 警備業務実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

第 4 警備業務の概要

1. 警報機器等（異常感知装置、自動通報装置等）を用いた警備活動及び緊急時に受注者が派遣する要員（以下「緊急要員」という。）による対応を組み合わせた警備活動
（注）警報機器等の種類、数量及び設置場所は、別添「参考資料」（警報機器等設置明細書、図面）のとおり
2. 火災、盗難及び不良行為（以下「事故」という。）の拡大防止
3. 事故確認時における関係機関への通報及び連絡
4. 警備業務完了報告書及び事故報告書の提出
5. 警備対象施設に対する入退庁及び指定した部屋への入退室の履歴情報の記録及び保管等

第 5 警備時間等

1. 警備担当時間
平 日 ： 24 時間
休 日 ： 24 時間
（注）休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に掲げる日をいう。
2. 警備実施時間
受注者が、発注者及び警備対象施設に入庁する職員（以下「発注者等」という。）からの警報機器等の作動開始の信号を受けたときに始まり、発注者等からの警報機器等の作動解除の信号を受けたときに終わる。
但し、火災警備については 24 時間とする。

3. 警報機器等の鍵等

- (1) 受注者は、発注者等が行う警報機器等の作動開始及び作業解除に必要な鍵又は操作カード等（以下「鍵等」という。）を、9個を発注者等に預託する。
- (2) 警備対象施設の事故発生時において、緊急要員が行う警備実施に必要な合鍵（各警備対象施設の出入口の鍵をいう。）については、契約締結後に受注者に預託する。
- (3) 発注者等及び受注者は、鍵等又は合鍵をそれぞれが厳重に取扱い保管する。
なお、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は受注者に連絡するとともに、それぞれの指示（原状回復に要する一切の費用を含む。）に従う。

第6 警備業務責任者等の指定等

1. 発注者は、警備業務開始までに警備対象施設に係る警備業務責任者及び補助者（以下「警備業務責任者等」という。）を指定し、その名簿を受注者に提出する。
2. 発注者は、警備業務責任者等に変更があるときは、その都度、変更した警備業務責任者等名簿を遅滞なく受注者に提出する。

第7 警備業務内容の詳細

1. 警報機器等について
 - (1) 警報機器等は警備対象施設において発生した事故を、受注者が指定する事務所等へ自動的に通報する機能を有するものとする。
 - (2) 第5の2.の警備実施時間中、受注者は警報機器等の受信装置を間断なく監視するとともに、常に緊急要員との連絡を保持する。
 - (3) 緊急要員は、常に受注者の事務所等との連絡を保持し、警備対象施設の事故に備える。
 - (4) 通報に使用する回線は、受注者が準備する回線を使用する。
なお、専用回線は常時断線監視機能又は回線切断時においても信号が送信可能な機能を有することとし、その設置等に要する一切の費用は、受注者において負担する。
2. 警備開始時及び警備終了時について
 - (1) 警備開始時における取扱い
 - ア 発注者における取扱い
 - ① 警備対象施設における最終退庁者及び各室退出者（以下、「最終退庁者等」という。）は、防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を講じるものとし、当該施設及び各室の出入口及び窓等の施錠状況を確認する。
 - ② 最終退庁者等は、受注者が指定する手順により、警報機器等を作動状態にする。
 - イ 受注者における取扱い
受注者が指定する手順による最終退庁者等からの警報機器等の作動開始の信号を確認し、警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

ア 発注者における取扱い

警備対象施設における発注者等の最初の入庁者及び入室者等は、受注者が指定する手順により、警報機器等を作動解除状態にする。

イ 受注者における取扱い

受注者が指定する手順による最初の入庁者及び入室者等からの警報機器等の作動解除の信号を確認し、警備を終了する。

第8 事故発生時における受注者の対応

1. 受注者は警報機器等により、発注者の警備対象施設に事故が発生したことを確認したときは、緊急要員を速やかに派遣し、異常事態を確認する。その結果、必要と認めたときは警察機関等に通報し、緊急出動を要請するとともに事故の拡大防止にあたること。
2. 警備対象施設に到着した緊急要員は、事故を確認後、受注者の事務所等へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
3. 受注者は、当該警備対象施設に係る警備業務責任者等に連絡すること。

第9 定時及び臨時の報告等

1. 受注者は、毎月の業務を完了した際は、発注者に対し警備業務完了報告書を提出すること。
2. 受注者は、事故を確認した際は、警備対象施設に係る警備業務責任者等に対し速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、翌日（休日を除く）までに任意様式による事故報告書（事故内容の詳細、対応状況等）を提出すること。
3. 受注者は、各月の警備対象施設に対する入退庁等の履歴情報（以下「履歴情報」という。）を記録し保管するとともに、業務完了後、会計年度及び警備対象施設ごとに整理し、警備業務責任者等に対し速やかに電子媒体で提出することとする。なお、発注者は業務実施期間中、必要に応じて履歴情報の提出を受注者に求めることができるものとし、受注者はその都度、履歴情報の提出に応じる。

第10 警報機器等の保守点検

1. 受注者は、警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜保守点検を行い、点検の都度、その状況を発注者に報告する。なお、保守点検及び機器、配線等の自然消耗による補修、取替に要する一切の費用は、受注者において負担する。
2. 受注者は、警報機器等の保守点検のために警備対象施設に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ警備対象施設に係る警備業務責任者等の許可を得る。

第 11 業務遂行上の責務等

1. 発注者等及び受注者は、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は受注者に連絡するとともに、それぞれの指示（原状回復に要する一切の費用を含む。）に従うものとする。
2. 受注者は、警報機器等の設置及び撤去並びに保守点検により警備対象施設に損傷が生じた場合には、直ちに発注者及び警備業務責任者等に連絡するとともに、それぞれの指示（原状回復に要する一切の費用を含む。）に従うものとする。
3. 受注者は、本業務の遂行により緊急要員が死傷等の被害を被った場合の一切の責任を負うものとする。
4. 受注者は、受注者又は緊急要員の過失により、発注者等及び各警備対象施設が被害を被った場合、対人賠償、対物賠償の責任を負うものとする。

第 12 その他

1. 警報機器等の設置は、速やかに受注者の責任において行うこととし、警報機器等の設置が終了するまでの間は、受注者の責任において必要な警備員を駐留させること。
なお、業務に支障のない範囲で令和 7 年 4 月 1 日以前に警報機器等を設置することを妨げるものではない。
2. 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）による。
3. 警報機器等の設置箇所及び警備実施上、この警備業務仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者又は警備業務責任者等と協議する。
4. 受注者及び本業務に従事する者（従事した者を含む。以下同じ。）は、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務の遂行に使用する以外に使用、又は提供してはならない。
5. 受注者は、保有した情報について、漏えい等安全確保の問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、警備業務責任者等に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置等について直ちに報告しなければならない。
6. 受注者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。
7. 本業務に従事する者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。

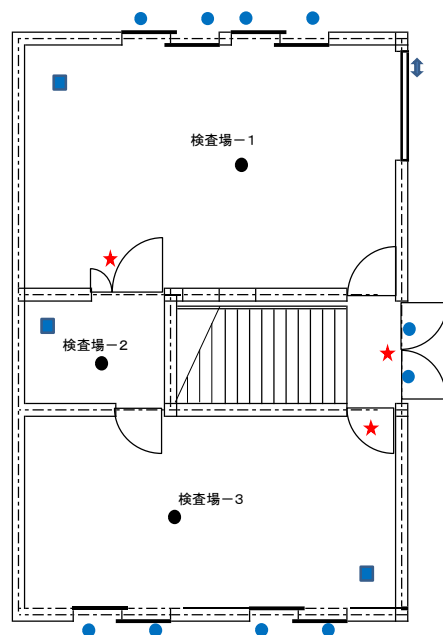
警備対象施設名 神戸植物防疫所新港検査場

設置場所	種類	記号	数量	単位	備考
玄関	開閉センサー	●	2	個	
玄関	カードリーダー・電気錠	★	1	個	
検査場－1	開閉センサー	●	4	個	
検査場－1	シャッターセンサー	↕	1	個	
検査場－1	火災センサー(差動式)	●	1	個	
検査場－1	空間センサー	■	1	個	
検査場－1	カードリーダー・電気錠	★	1	個	
検査場－2	火災センサー(差動式)	●	1	個	
検査場－2	空間センサー	■	1	個	
検査場－3	開閉センサー	●	4	個	
検査場－3	カードリーダー・電気錠	★	1	個	
検査場－3	空間センサー	■	1	個	
検査場－3	火災センサー(差動式)	●	1	個	
培養室	開閉センサー	●	4	個	
培養室	カードリーダー・電気錠	★	1	個	
培養室	火災センサー(差動式)	●	1	個	
培養室	空間センサー	■	1	個	
ホール、トイレ	開閉センサー	●	4	個	
ホール、トイレ	火災センサー(煙)	●	1	個	
ホール、トイレ	空間センサー	■	1	個	
電気泳動室	開閉センサー	●	6	個	
電気泳動室	火災センサー(差動式)	●	1	個	
電気泳動室	空間センサー	■	1	個	
倉庫	開閉センサー	●	2	個	
倉庫	火災センサー(差動式)	●	1	個	
倉庫	空間センサー	■	1	個	
廊下	カードリーダー・電気錠	★	1	個	
廊下	火災センサー(差動式)	●	1	個	
PCR室	開閉センサー	●	2	個	
PCR室	火災センサー(差動式)	●	1	個	
PCR室	空間センサー	■	1	個	
試料調整室	開閉センサー	●	6	個	
試料調整室	火災センサー(差動式)	●	1	個	
試料調整室	空間センサー	■	1	個	
試料調整室	冷凍庫センサー	▲	2	個	機器に異常時警報出力端子あり
核酸抽出室	開閉センサー	●	6	個	
核酸抽出室	火災センサー(差動式)	●	1	個	
核酸抽出室	冷凍庫センサー	▲	1	個	機器に異常時警報出力端子あり
核酸抽出室	空間センサー	■	1	個	
血清診断室	開閉センサー	●	2	個	
血清診断室	火災センサー(差動式)	●	1	個	
血清診断室	空間センサー	■	1	個	
薬品庫	カードリーダー・電気錠	★	2	個	
薬品庫	火災センサー(差動式)	●	1	個	
薬品庫	空間センサー	■	1	個	
薬品庫	冷凍庫センサー	▲	1	個	機器に異常時警報出力端子あり
通信回線			1	式	バックアップ機能を含む

記号	数量
●	12
■	12
●	42
●	1
↕	1
★	7
▲	4
計	79

参考資料(神戸植物防疫所新港検査場)

1階



2階

